

2018 年 11 月 15 日

「消費者委員会委員との意見交換会」資料

公正な市場の実現に向けて  
適格消費者団体に期待される役割に係る現状と課題等について

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

当会自身は適格消費者団体ではありませんので、「適格消費者団体の設立促進・活動維持に向けた課題」に絞って意見を述べさせていただきます。

### 1. 適格消費者団体への財政支援について

#### (1) 一刻も早く求められる適格消費者団体への財政支援

本来的には、適格消費者団体への公益的活動に対する財政支援が行われるべきであり、当会としても従前より国に対して要請してきました（資料 1）。また、このことは消費者庁及び消費者委員会設置法の附則・附帯決議や、改正消費者契約法等の附帯決議にも位置付けられているところです（資料 2）。

本年度消費者庁により措置された「消費者トラブルの実態調査に関する適格消費者団体への委託事業」は、適格消費者団体への公益的活動に対する財政支援の第一歩ではありますが、適格消費者団体全体に届く措置ではありません。全国の適格消費者団体が、差止請求関係業務に広く充当できる形の財政支援を求めます。

また、特定適格消費者団体の消費者裁判手続特例法に基づく訴訟についても、仮に団体が共通義務確認訴訟（一段階目）で勝訴しても事業者が消費者に対して自主的に返金を行ったり、相手方事業者に資力がなかったりするケースも考えられ、こうした場合は団体にとっては持ち出し・費用倒れ状態になってしまいます。このような事態も見据え、特定適格消費者団体に対する財政支援も検討する必要があります。

#### (2) 「NPO法人 消費者スマイル基金」の試み

国による適格消費者団体への財政支援が実現しない中、当会では理事会で約 2 年検討したうえ、「私たちが安心して暮らせる社会、公正な市場づくりをめざして」をミッションに、「NPO法人消費者スマイル基金」を 2017 年に設立しました（資料 3）。消費者・事業者などから寄付金を集め、これをもとに適格消費者団体などの公益的活動に助成する試みです。設立から 1 年で 2 回の助成（適格消費者団体 11 団体に対し計 275 万円）を行うことができましたが、安定的なスポンサーもなく、いつまで助成を続けられるか流動的な状況です。適格消費者団体だけでなく、消費者スマイル基金も関係者によるボランティアに依拠した活動を余儀なくされており（役員は無報酬、事務局も当会が兼務など）そもそも消費者団体訴訟制度がこのような構造にあること（活動すればするほど団体は窮乏化していく）が問題です。

### (3) 国としても「消費者団体訴訟制度の成果の可視化」の取り組みを

経済面以外の支援要望は、消費者委員会「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ」中間とりまとめの内容<sup>1</sup>に国会としても同意見で、検討を進めていただきたいと思います。

また、これ以外の観点として、消費者庁に対して「消費者団体訴訟制度の成果の可視化」への取り組みに期待します。消費者スマイル基金の活動経験から、入会・寄付等の協力を求めて事業者・事業者団体を訪問するもの、お断りされるケースもあります。この要因として、他の市民活動分野（例：子どもの貧困・環境保護・教育・福祉...）に比べて、消費者分野は地味で共感が持ちづらく、自社として協力するインセンティブが伝わりづらいというところがあります。現状、消費者分野における数値的指標は、消費者庁「消費者白書」に示されている「国民の消費者被害金額は年間約5兆円（これはGDPの約1%に相当）」くらいしかありませんが、同様に消費者団体訴訟制度の成果をできれば数値で可視化できるようになれば、消費者分野への寄付等の協力も集まりやすくなり、本来的に期待される適格消費者団体への公的財政支援の実現にも道筋をつけやすくなると思います（この「活動成果の可視化」は、消費者団体にも消費者行政にも通底する課題と考えています）。

なお、適格消費者団体においてもかつて成果の可視化を試みたものの、頓挫した経験があり、その要因としては「差止請求（申し入れ）により改善した当該契約の契約者数（被害者数）を明らかにすることができない」というものでした。例えば適格消費者団体が勝訴した事案（または勝訴的和解を得た事案）について、消費者庁がPIO-NET情報を精査し、過去の被害者数を推定することで、消費者団体訴訟制度の成果の可視化につなげることなどはできないでしょうか。

このほか、「事業者の消費者志向経営の指標や評価基準の一つに、消費者団体・消費者スマイル基金等への寄付実績を取り入れる」というのも一案と考えます。

## 2. 「適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するための内閣府令及びガイドライン」の改訂について

消費者庁は、適格消費者団体及び特定適格消費者団体の業務運営確保のために、内閣府令の改正及びガイドラインの改訂に向けた案（資料4）を作成し意見募集を行いました（意見募集期間：8月16日～9月14日）。消費者団体訴訟制度の信頼性を確保することは重要ですが、団体監督を厳格化しようとする今回の消費者庁案は消費者団体訴訟制度の根幹に関わる（適格消費者団体に対して過剰な負荷を及ぼす）きわめて重要な内容だと考えられ、国会としても反対の意見書（資料5）を提出しました。各消費者団体や専門家団体、専門家有志からも多数の反対意見が提出されたと承知しております。

---

<sup>1</sup> 「権限強化や拡充として、差止請求の範囲の拡張や平均的な損害の額の立証責任の転換、合理的根拠資料の提出要求や不実証広告規制の付与といった権限の強化に関する指摘や、適格消費者団体が行政からの情報を差止請求・被害回復に活用し、行政が適格消費者団体の情報を行政指導や行政処分に活用することや提供されるPIO-NETの情報の充実といった情報共有に関する指摘があった。」（「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ中間整理」15ページ）

11月7日時点では、本案の施行は先送りとされていますが、財政問題をはじめ適格消費者団体の組織運営の大変さを熟知しているはずの消費者庁がこのような提案を行ったことは、遺憾と言わざるをえません。

消費者庁案について、問題と考える点を改めて整理すると、ポイントは以下と考えます。

< 総論 >

・従来の法規制（すでに消費者契約法第13条第5項にて適格認定を受けられない事由が定められている）のもとで、消費者団体訴訟制度は適格消費者団体により適切に運用されている（不適切な権限行使などは起こっていない）のに、唐突に団体監督だけ厳格化しようとしている。監督をさらに強化することは不要である。

< 各論 >

・ガイドライン改訂案は「適格消費者団体は過度に特定の事業者に依存することがないように留意する必要がある」（事実上、生協のことを含意していると考えられる）と加筆しようとしているが、消費者団体訴訟制度は適格消費者団体により適切に運用されていることからすれば、現時点でこの点を強調する必要はない。本来、適格消費者団体に求められる役割を果たすには、現在の事業者からの支援では不足であり、公的財政支援を拡充する中で特定事業者からの支援割合を低減させていくことが求められる姿である。にもかかわらず、現状国による財政支援も十分されない中で、このような形で団体監督だけ厳格化しようとしているのは適格消費者団体の運営に支障をきたしかねない（適格消費者団体を財政支援してくれるスポンサーなども現状ない中で、どうしたらよいのか）。

・役員欠格事由に相当する規定について、法律で現状規定している内容を踏み越える内容をガイドラインで規定しようとしているが、仮にこうした規制を検討するなら国会で審議すべきである。

・ガイドライン改訂案は適格消費者団体の事務所に関する規定を加えようとしているが、仮にこの規定が発動されたら適格消費者団体の運営や実務に大変な負荷をもたらす（典型的には、事務所移転を強要されるなど）ケースも考えられ、その場合は事務所改修費の手当てや公共施設の一角を事務所としてあつせんするなどの手当てが必要である。

・内閣府令の改訂案では、適格消費者団体が内閣総理大臣（消費者庁）に提出する財務諸表等の中に、新たに「事業者から労務の提供を受けている場合に、当該事業者の名称と総額」を記載させる提案になっているが、適格消費者団体に生協などから出向している事務局職員が各団体とも1・2名程度である中で、個人情報ともいえる給与金額を提出させる（これは開示請求の対象ともなる）のは過剰な対応である。

重要なことは、消費者団体訴訟制度がワークしていくことであり、仮に今回のような消費者庁案が規定化され厳格に運営されるようなことがあれば、適格消費者団体の運営に支障を及ぼしていくことが強く懸念されます。消費者庁をはじめ国に対して、公正な市場の実現に向けて公益的役割を担う適格消費者団体を育成・支援していく観点での施策を求めます。

以上

<資料 1 >

2010年3月26日

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全 少子化対策 男女共同参画）

福島 みずほ様

全国消費者団体連絡会

当面急がれる消費者団体支援に関する要請書

消費者庁と消費者委員会が誕生し、いよいよ本格的な「消費者主役の社会」への大きな一歩を踏み出しました。

消費者と事業者の間に情報力・交渉力などの構造的格差が存在する中で、消費者の権利を実現し、自立を支援していくためには、消費者基本法に明記されているように、行政・事業者・消費者が各々の責務・役割を果たすとともに、消費者団体も積極的に役割を果たしていくことが必要です。消費者団体が社会的役割を果たしていくために、以下のような考え方にに基づき、行政による消費者団体支援を要請します。

<消費者団体支援策についての全国消団連の考え方>

消費者団体は、消費者相談・消費者被害救済・消費者教育などの取り組みを通じて、個々の消費者では担えない形での、消費者の権利の実現に寄与する役割を担っています。消費者の権利の実現に向けては、消費者に身近な立場で活動する消費者団体が引き続きこうした役割を果たしていくことができるよう、行政が消費者団体を支援することが必要です。消費者庁関連法の附則・附帯決議においても、消費者団体の果たすべき役割の重要性にもとづき、支援のあり方を見直すとしています。

消費者団体支援策のあり方については、今後の消費者運動・消費者団体の役割とセットで検討する必要があることから、全国消団連としては1年間かけて論議を行い、必要な消費者団体支援策について改めて提言したいと考えています。

しかし、消費者団体の現状にかんがみ、さまざまな取り組みの中でも公益性が明確であり、また消費者団体の実情から見て早急な支援が必要な事項として、以下2項目についての財政支援を先行して要請します。国家財政が厳しい状況下ですが、消費者行政分野は従来予算配分がほとんどなされていなかったこと、消費者団体と行政の協働による取り組みは施策の実施効果が大きいこと、などをかんがみれば、支援についての社会的コンセンサスを得やすいものと考えます。

記

以下については特に支援の緊急性が高い事項として、2010年度補正予算または2011年度予算での具体化を求めます。また、国は地方自治体に対し、消費者団体の活動支援を、地方消費者行政活性化基金も活用した形で促すべきと考えます。

## 1. 消費者団体が行う相談活動に対する財政支援

一部の消費者団体では、自治体相談窓口の多くが休業する土日の相談対応や、平日の相談対応、ADRも含めた相談対応を行っています。相談結果については、団体の発行する消費者向け雑誌やホームページ等で消費者への情報提供を行い、消費者被害の未然・拡大防止に資するとともに、相談活動に基づく政策提言を通じて消費者施策の充実に貢献しているという効果も有しています。消費者の個別救済にとどまらない上記の取り組みは、行政の相談対応とは異なる特徴です。さらに、あっせん率の高さの観点からも、公益的意義は高いものと考えます。

こうした取り組みを行う消費者団体が今後広がっていくこと、これまで相談活動に取り組んできた消費者団体がその機能を維持・拡充できることが重要であり、消費者団体の相談活動や相談結果の広報に対する財政支援が必要です。

なお、地方消費者行政強化が進展し行政の相談員の待遇改善が図られる中で、消費者団体として相談活動に取り組む人材の確保（相応の謝礼の支払い）が困難になってきている現状があります。消費者団体が消費者に身近な立場からADR機関として活動しようとするれば、自身で相談活動を行うことが不可欠であり、消費者団体によるADRの拡充の観点からも行政による相談活動の支援は重要です。このような消費者団体自身が相談活動に取り組む公益的意義を踏まえると、行政の相談窓口とともに、消費者団体の相談活動も充実するような支援が必要と考えます。

## 2. 適格消費者団体が行う差止請求関係業務（事案検討に係る人件費など）に対する財政支援

消費者団体訴訟制度は、（1）消費者契約法等で無効・取消となる違法な行為を是正し消費者被害の拡大防止に資する役割（2）違法性の高い行為を早期に是正することにより健全な市場環境を整備する役割、という公益的意義を有しています。ただし、消費者団体訴訟制度が差止請求に限定されている現状では、適格消費者団体がこの制度を活用しても得られる収入は皆無であり、持ち出しによる活動にしかならないという問題があります。適格消費者団体への支援の必要性については消費者庁関連法の附則・附帯決議でも強調されていますが、適格消費者団体が活動を本格化するにしたがって財政状況が厳しくなっている現状にかんがみ、一刻も早い財政支援が必要と考えます。

以上

<資料2>

消費者庁及び消費者委員会設置法（2009年）

附則

5 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、適格消費者団体（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。）による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

衆議院附帯決議

二十二 消費者被害の情報収集啓発を行う消費者団体に対し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の環境整備を図ること。

参議院附帯決議

二十九 適格消費者団体を始め、消費者被害の情報収集、消費者への啓発等を行う消費者団体に対し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の支援のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずること。

消費者契約法の一部を改正する法律（2018年）

衆議院附帯決議

七 差止請求制度及び集団的消費者被害回復制度が実効的な制度として機能するよう、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する財政支援の充実、P I O N E Tに係る情報の開示の範囲の拡大、両制度の対象範囲を含めた制度の見直しその他必要な施策を行うこと。

参議院附帯決議

九 差止請求制度及び集団的消費者被害回復制度が実効的な制度として機能するよう、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する財政支援の充実、P I O N E Tに係る情報の開示の範囲の拡大、両制度の対象範囲を含めた制度の見直しその他必要な施策を行うこと。

消費者被害のない社会、公正な市場づくりを目指して...

## 「NPO 法人 消費者スマイル基金」へのご協力をお願いします！！

2017年7月7日、消費者被害に苦しむ若者や高齢者を救うために消費者団体が行う「公益的活動」を支援する「NPO 法人消費者スマイル基金」が正式に発足しました。消費者被害の防止・救済のため、是非ともご協力をお願いいたします。

### ～これまでの消費者被害防止・救済のための取組み～

長い間、消費者団体・生協や有識者の皆さんが粘り強く運動し、活動に取り組んできた結果、PL法・消費者契約法・消費者基本法の制定や、2009年には消費者庁・消費者委員会ができるなど、消費者のくらしを守る環境整備が進みました。さらに、「消費者団体訴訟制度」による差止訴訟や、2016年の「消費者裁判手続特例法」施行によって、消費者団体による消費者被害救済訴訟にも道が開けました。

今後、消費者行政とも連携しながら、消費者被害の拡大防止と救済の活動にいっそう力を発揮していくことが、消費者団体への社会的要請となっています。

### ～消費者スマイル基金はなぜ必要か～

消費者問題に積極的に関わって解決を図ろうとしている「消費者団体訴訟制度」を活用できる団体は、国に認定を受けた「適格消費者団体」「特定適格消費者団体」ですが、その多くは、弁護士・司法書士・消費生活相談員などの有識者の皆さんの献身的な活動（ボランティア）で成り立っています。裁判や申し入れ活動など、広く消費者全体に影響を及ぼす公益的な活動を継続して行うため、「NPO 法人消費者スマイル基金」は、集まった寄付金をこれらの消費者団体へ助成することで、消費者被害防止・救済活動を支援していきます。

### 支援方法1 《寄付のお願い》・・・消費者団体の活動を直接支援します！

- ・現金、または、銀行振り込みでお願いします（いくらからでも結構です）

振込先： 銀行名 三菱UFJ銀行 麹町支店 **普通**0266606

口座名 特定非営利活動法人消費者スマイル基金

銀行名 ゆうちょ銀行 〇一九（ゼロイチキュウ）店 **当座**0587920

口座名 特定非営利活動法人消費者スマイル基金

- ・現在は税の減免特典は得られませんが、2019年春の認定NPO取得をめざしています

### 支援方法2 《基金を支える会員》・・・基金の組織運営を支えます！

- ・正会員（総会での議決権あり。団体会員は非営利団体のみ、原則として本基金の助成対象となる可能性のある団体は除く）

個人会費 1口 1,000円を3口以上

団体会費 1口 10,000円を1口以上

- ・賛助会員（総会での議決権なし。団体のみ）

非営利団体 1口 10,000円を1口以上

営利団体 1口 50,000円を1口以上

【連絡先】 NPO 法人消費者スマイル基金 事務局（一般社団法人 全国消費者団体連絡会内）

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階

TEL 03-5216-7767 FAX 03-5216-6036

e-mail [consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp](mailto:consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp)

HP <http://www.smile-fund.jp/>

## 「消費者スマイル基金」について

消費者被害のない社会を目指して、(一社)全国消費者団体連絡会が中心となり、消費者団体の公益的活動を支援する「消費者スマイル基金」を2017年4月28日に設立しました。

### 1. 設立の趣旨

安全で安心して暮らせる社会の実現は、老若男女を問わずすべての消費者の願いです。一方、高齢層・若年層を中心に消費者被害が発生し続け、被害額の推計は年間6兆円を超えると言われてしています。

こうした消費者被害の防止や被害回復に対して、行政のほか、消費者団体においても、消費者相談を受けて助言・あっせんを行ったり、裁判外紛争解決機関(ADR)の設置、適格消費者団体での差止請求訴訟制度の活用などの取り組みが行われています。2016年10月からは特定適格消費者団体による集団的消費者被害の回復が可能となりました。

このような消費者団体の公益的活動を軌道にのせ、順調に進めるためには、財政的な支援が必要です。こうした観点から、消費者自ら発議する形で消費者被害防止救済のための基金を設立いたしました。

### 2. 基金の事業内容

消費者・事業者などから寄せられた寄付金をもとに、消費者団体の公益的活動に対する助成金として支援します。

<助成対象>

- (1) 消費者被害の拡大防止のために、適格消費者団体が行う不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求訴訟に係る助成。
- (2) 消費者被害の回復・防止のために、特定適格消費者団体が行う被害回復訴訟(消費者裁判手続特例法の行使)に係る助成。
- (3) 消費生活の専門家が関与する、法人格を有する消費者団体が自主的に営む消費者相談事業に係る助成。
- (4) 消費者団体による裁判外紛争解決手続(ADR・法務省認証)の運営に係る助成。

### 3. 基金の会員について

基金の運営費用は会費でまかなうこととしており、基金を支えていただく会員を募集しています。

正会員(会費・年額、議決権あり)

個人正会員 1口 1,000円 (3口以上)

団体正会員 1口 10,000円 (1口以上)

は非営利団体のみ(原則として当基金の助成対象となる可能性のある団体は除く)

賛助団体会員(会費・年額、議決権なし)

非営利団体 1口 10,000円 (1口以上)

営利団体 1口 50,000円 (1口以上)

<p>【お問合せ先】 消費者スマイル基金事務局 (一般社団法人 全国消費者団体連絡会内) 〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6F TEL. 03-5216-6024 FAX. 03-5216-6036 e-mail: <a href="mailto:consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp">consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp</a></p>
--

# NPO法人 消費者スマイル基金



## 会員団体紹介

### 応援者（寄付者）紹介

当基金は下記の方々、団体より運営協力をいただいております

(2018年11月1日現在/敬称略)

#### 正会員

- ・（一社）全国公正取引協議会連合会
- ・労働者福祉中央協議会
- ・新潟県生活協同組合連合会
- ・福岡県生活協同組合連合会
- ・日本司法書士会連合会
- ・全国青年司法書士協議会
- ・愛知県消費者団体連絡会
- ・岡山県消費者団体連絡協議会
- ・北九州市消費者団体連絡会
- ・群馬県消費者団体連絡会
- ・埼玉県消費者団体連絡会
- ・主婦連合会
- ・消費者団体千葉県連絡会
- ・全大阪消費者団体連絡会
- ・（一社）全国消費者団体連絡会
- ・全国地域婦人団体連絡協議会
- ・東京消費者団体連絡センター
- ・（一財）日本消費者協会
- ・（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
- ・日本生活協同組合連合会
- ・前橋市消費者団体連絡会
- ・山梨県消費者団体連絡協議会
- ・NPO法人親子消費者教育サポートセンター
- ・NPO法人コンシューマネット・ジャパン
- ・NPO法人消費者ネット・しが
- ・個人の方 87名

#### 賛助会員

- ・花王株式会社
- ・株式会社 ファンケル
- ・キュービー株式会社
- ・新生ホームサービス株式会社
- ・日清食品ホールディングス株式会社
- ・日本貸金業協会
- ・（一社）日本自動車購入協会
- ・（一社）日本フードサービス協会
- ・（一社）日本ボランティアチェーン協会
- ・（公社）日本食品衛生協会
- ・全国農業協同組合中央会（JA全中）
- ・全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）
- ・日本コープ共済生活協同組合連合会
- ・鹿児島県生活協同組合連合会
- ・高知県生活協同組合連合会
- ・佐賀県生活協同組合連合会
- ・鳥根県生活協同組合連合会
- ・千葉県生活協同組合連合会
- ・東京都生活協同組合連合会
- ・徳島県生活協同組合連合会
- ・長崎県生活協同組合連合会
- ・奈良県生活協同組合連合会
- ・山口県生活協同組合連合会
- ・大阪司法書士会
- ・京都司法書士会
- ・静岡県司法書士会
- ・三重県司法書士会
- ・（一社）消費者市民社会をつくる会
- ・岩手県消費者団体連絡協議会
- ・（公社）全国消費生活相談員協会
- ・NPO法人大分県消費者問題ネットワーク
- ・NPO法人埼玉消費者被害をなくす会
- ・NPO法人消費者機構日本
- ・NPO法人消費者支援機構関西
- ・NPO法人消費者支援機構福岡
- ・NPO法人消費者支援ネット北海道
- ・NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ
- ・NPO法人消費者市民サポートちば
- ・NPO法人消費者市民ネットおきなわ
- ・NPO法人消費者市民ネットとうほく
- ・NPO法人消費者被害防止ネットワーク東海
- ・NPO法人ひょうご消費者ネット

# NPO法人 消費者スマイル基金



助成について



寄付のお願い



消費者スマイル基金  
について



応援メッセージ



会員・応援者紹介



お問い合わせ

## 応援者（寄付者）紹介

会員団体紹介

.....  
下記の方々より、ご寄付をいただきました。ありがとうございます。

### ご寄附

- .....
- ・ 愛染苑山久被害対策弁護団 様
  - ・ NPO法人消費者支援機構福岡 様
  - ・ 「科学的に消費者問題を考える会」意見交換懇親会参加メンバー 様
  - ・ 株式会社 ファンケル 様
  - ・ 新生ホームサービス株式会社 様
  - ・ 全国農業協同組合中央会（JA全中） 様
  - ・ 全国農業協同組合中央会 様
  - ・ 東京PL弁護団 様
  - ・ 日清食品ホールディングス株式会社 様
  - ・ 日本貸金業協会 様
  - ・ 福岡県生活協同組合連合会 様
  - ・ 三重県生活協同組合連合会 様
  - ・ 個人の方 71名

ページのトップに戻る



## 〈資料4〉

消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令案、適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂案及び特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改定案の概要

### 趣 旨

適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するため、主に、以下の所要の措置を講ずるもの。

### 概 要

#### 1 消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令案の概要

適格消費者団体及び特定適格消費者団体が、その事務所に備え置き、毎事業年度終了後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない「収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類」に、事業者から労務の提供を受けている場合には、当該事業者の名称及び当該事業者からの労務の提供の総額を追加することとする。

#### 2 適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂案及び特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂案の概要

- (1) 適格消費者団体の事務所について、その外観、構造その他の事務所の置かれた状況からして事業者と混同されるものであってはならないこととする。
- (2) 適格消費者団体及び特定適格消費者団体が整備すべき体制について、代表者や職員が、差止請求又は被害回復裁判手続の相手方と特別な利害関係を有する場合に該当するとして、その職務を行えない場合であっても、その業務を適正に遂行できる組織であることを追加する。
- (3) 認定の審査に当たり、適格消費者団体・特定適格消費者団体の役員が行政処分を受けた事業者の役職員である場合は、当該事業者における地位、当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮して、差止請求関係業務・被害回復関係業務を適正に遂行できるか否かを判断するものとする。

#### 3 施行期日等

- (1) 平成30年10月15日から施行することとする。
- (2) (1)の施行日において既に適格消費者団体であるものについては、1の内閣府令による改正後の消費者契約法施行規則は、(1)の施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用する。
- (3) (1)の施行日において既に適格消費者団体であるものについては、2(1)及び(2)による改訂後のガイドラインは、平成31年4月1日から適用する。

2018 年 8 月 27 日

一般社団法人 全国消費者団体連絡会  
代表理事（共同代表） 岩岡 宏保  
代表理事（共同代表） 長田 三紀  
代表理事（共同代表） 浦郷 由季

適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するための内閣府令（案）  
及びガイドライン（案）に関する意見

1. 現行の消費者契約法で法定している以上の監督厳格化を行うことに反対します。

今回のガイドライン改訂案の内容は、いずれも団体監督を厳格化する内容です。消費者団体訴訟制度の信頼性を確保することは重要ですが、すでに消費者契約法第 13 条第 5 項にて適格認定を受けられない事由が定められており、役員欠格事由として六号イにて「禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、消費者裁判手続特例法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者」と規定されています。このように、消費者契約法における役員欠格事由はかなり悪質性の高いものに限定されています。

一方、今回のガイドライン改訂案は、特定商取引法にもとづく指示・業務停止命令、景品表示法に基づく措置命令及び食品表示法に基づく指示といった、刑事罰にまで至っていない行為（無過失の場合も含む）について、適合命令において当該役員の解任を命ずることも想定しており、役員欠格事由を直接規定するものではないとはいえ、新たに欠格事由を定めるに等しいものです。

従来法規制のもとで適格消費者団体の運営をめぐる問題も生じていない中、こうした現行法規制を過重するような改訂には反対です。

2. 適格消費者団体の実情をふまえ、必要な支援を求めます。

今回の「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」改訂案において、適格消費者団体の事務所に関する規定が厳格化される方向で提案されています。

しかし、そもそも消費者団体訴訟制度は国による財政支援も手当てされておらず、適格消費者団体は公益的な活動を行っているにもかかわらず関係者のボランティアに依拠した活動を余儀なくされています。そうした中でこのような規定が設けられ、適格消費者団体が既存の事務所改修や新規の事務所探しなどの追加的な業務を担わされるようなことになるとすれば問題です。

本来的には適格消費者団体への財政支援が必要ですが、仮にこのような対応を求めるのであれば、国は適格消費者団体に対して、事務所改修費の手当てや消費生活センター等の公共施設の一角を事務所として提供するようなあっせんなどの対応をセットで行うべきです。

以上